

【碧南市水防計画 新旧対照表】

ページ・項	修正前	修正後	備考
P. 3、4 第 1 章 総則 1.2	2 8 洪水浸水想定区域 国土交通大臣又は知事が、洪水予報河川、水位周知河川について、当該河川が氾濫した場合に浸水が想定されるとして指定する区域 <u>(法第 1 4 条第 1 項)</u> 2 9 雨水出水浸水想定区域 知事又は市町村長が、水位周知下水道について、雨水を排除できなくなった場合又は河川等に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定されるとして指定する区域 <u>(法第 1 4 条の 2 第 1 項)</u> 3 0 高潮浸水想定区域 知事は、水位周知海岸について、高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定されるとして指定した区域	2 8 洪水浸水想定区域 <u>(法第 1 4 条第 1 項)</u> 国土交通大臣又は知事が、洪水予報河川、水位周知河川について、当該河川が氾濫した場合に浸水が想定されるとして指定する区域 2 9 雨水出水浸水想定区域 <u>(法第 1 4 条の 2 第 1 項)</u> 知事又は市町村長が、水位周知下水道について、雨水を排除できなくなった場合又は河川等に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定されるとして指定する区域 3 0 高潮浸水想定区域 <u>(法第 1 4 条の 3 第 1 項)</u> 知事は、水位周知海岸について、高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定されるとして指定した区域	表記の整理
P. 7 第 2 章 水 防 組 織 1. 1	1 目的 市水防本部は、「第一章第三節 1 <u>(1)</u>」に規定された市の水防責任を全うするために、円滑な情報伝達と迅速な対応をはかることを目的とする組織である。	1 目的 市水防本部は、「第一章第三節 1 <u>(削除)</u>」に規定された市の水防責任を全うするために、円滑な情報伝達と迅速な対応をはかることを目的とする組織である。	表記の整理
P. 7 第 2 章 水 防 組 織 1. 3	3 水防本部の組織 市水防本部は、「碧南市職員非常配備体制表」の第 1 次非常配備警戒体制の部班（資料編-資料 1）で編制する。 市水防本部は、気象状況により水防に係るある警報・注意報等の発表又は地震等の発生等により、洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときから洪水等のおそれがなくなったと認められるときまで、市庁舎 <u>「会議室 4・5」</u> に水防本部を置くものとする。	3 水防本部の組織 市水防本部は、「碧南市職員非常配備体制表」の第 1 次非常配備警戒体制の部班（資料編-資料 1）で編制する。 市水防本部は、気象状況により水防に係るある警報・注意報等の発表又は地震等の発生等により、洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときから洪水等のおそれがなくなったと認められるときまで、市庁舎 <u>「会議室 1」</u> に水防本部を置くものとする。	水防本部設置 場所の修正

【碧南市水防計画 新旧対照表】

P. 16、17 第6章 水防に関する予報・警報 6.1 水防に関連する予報・警報の種類と発表基準	1 気象、高潮及び洪水についての予報・警報（名古屋地方気象台発表） （略） （3）洪水注意報 <u>大雨、長雨</u>、融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 （略） （6）洪水警報 <u>大雨、長雨</u>、融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。 （略） （8）高潮特別警報 台風や低気圧等による海面の<u>異常な</u>上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。 （9）気象情報 ア 「全般気象情報、東海地方気象情報、愛知県気象情報」 （略） イ 「記録的短時間大雨情報」…県内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに発表される。発表基準は、1時間雨量100mmである。 ウ 「土砂災害警戒情報」…<u>愛知県と名古屋地方気象台が共同で発表する情報で</u>、大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生危険度の高まった時、<u>市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村ごとに</u>	1 気象、高潮及び洪水についての予報・警報（名古屋地方気象台発表） （略） （3）洪水注意報 <u>河川の上流域での降雨や</u>融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 （略） （6）洪水警報 <u>河川の上流域での降雨や</u>融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。 （略） （8）高潮特別警報 台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。 （9）気象情報 ア 「全般気象情報、東海地方気象情報、愛知県気象情報」 （略） イ 「記録的短時間大雨情報」…<u>愛知県内で、大雨警報発表中に</u>数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、<u>府県気象情報として</u>発表される。<u>この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川が増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生危険度の高まっている場所については、警報の危険度分布で確認することができる。</u>	表記の整理
--	---	---	--------------

【碧南市水防計画 新旧対照表】

	<u>発表される。</u> エ 「竜巻注意情報」…積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に、愛知県西部と愛知県東部を発表区域として発表される。 また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を、愛知県西部と愛知県東部を発表区域として発表される。 この情報の有効期間は、発表から1時間である。	発表基準は、1時間雨量100mmである。 ウ 「土砂災害警戒情報」…大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生危険度が更に高まった時、市長<u>の避難勧告や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市を特定して警戒を呼びかける情報で、愛知県と名古屋地方気象台から共同で発表される。なお、これを補足する情報である土砂災害警戒判定メッシュ情報で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができる。</u> <u>土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報（土砂災害）が発表されているときは、避難勧告等の対象地区の範囲が十分であるかどうか等、既に実施済みの措置の内容を再度確認し、その結果、必要に応じて避難勧告の対象地域の拡大等の更なる措置を検討する必要がある。</u> エ 「竜巻注意情報」…積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に、愛知県西部と愛知県東部を発表区域として発表される。 また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を、愛知県西部と愛知県東部を発表区域として発表される。 この情報の有効期間は、発表から<u>約</u>1時間である。	
--	--	---	--

【碧南市水防計画 新旧対照表】

P. 29 第8章 水防に関する予報・警報 4 洪水予報の種類等と発表基準	第四節 洪水予報の種類等と発表基準 <table><tr><th colspan="2">種 類</th><th>発 表 基 準</th></tr><tr><td rowspan="2">洪水注意情報</td><td>氾濫注意情報</td><td>基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、さらに上昇する恐れがあるときに発表する。</td></tr><tr><td>解 除</td><td>洪水の危険がなくなったと認められるときに発表する。</td></tr><tr><td rowspan="3">洪水警報</td><td>氾濫警戒情報</td><td>基準地点の水位が氾濫危険水位程度又は氾濫危険水位を超える洪水となる恐れがあるとき、もしくは避難判断水位を超え、なお水位上昇が見込まれるときに発表する。</td></tr><tr><td>氾濫危険情報</td><td>氾濫危険水位（特別警戒水位）に到達したときに発表する。</td></tr><tr><td>氾濫発生情報</td><td>堤防から水があふれ又は堤防が決壊し、河川水による浸水が確認されたときに発表する。</td></tr></table>	種 類		発 表 基 準	洪水注意情報	氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、さらに上昇する恐れがあるときに発表する。	解 除	洪水の危険がなくなったと認められるときに発表する。	洪水警報	氾濫警戒情報	基準地点の水位が氾濫危険水位程度又は氾濫危険水位を超える洪水となる恐れがあるとき、もしくは避難判断水位を超え、なお水位上昇が見込まれるときに発表する。	氾濫危険情報	氾濫危険水位（特別警戒水位）に到達したときに発表する。	氾濫発生情報	堤防から水があふれ又は堤防が決壊し、河川水による浸水が確認されたときに発表する。	
種 類		発 表 基 準															
洪水注意情報	氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、さらに上昇する恐れがあるときに発表する。															
	解 除	洪水の危険がなくなったと認められるときに発表する。															
洪水警報	氾濫警戒情報	基準地点の水位が氾濫危険水位程度又は氾濫危険水位を超える洪水となる恐れがあるとき、もしくは避難判断水位を超え、なお水位上昇が見込まれるときに発表する。															
	氾濫危険情報	氾濫危険水位（特別警戒水位）に到達したときに発表する。															
	氾濫発生情報	堤防から水があふれ又は堤防が決壊し、河川水による浸水が確認されたときに発表する。															
P33 第9章 水防活動 1.6 水位観測を行う河川・海岸	第四節 洪水予報の種類等と発表基準 <table><tr><th colspan="2">種 類</th><th>発 表 基 準</th></tr><tr><td rowspan="2">洪水注意情報</td><td>解 除</td><td>洪水の危険がなくなったと認められるときに発表する。</td></tr><tr><td>氾濫注意情報 【警戒レベル 2相当情報 (洪水)】</td><td>基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、さらに上昇する恐れがあるときに発表する。</td></tr><tr><td rowspan="3">洪水警報</td><td>氾濫警戒情報 【警戒レベル 3相当情報 (洪水)】</td><td>基準地点の水位が氾濫危険水位程度又は氾濫危険水位を超える洪水となる恐れがあるとき、もしくは避難判断水位を超え、なお水位上昇が見込まれるときに発表する。</td></tr><tr><td>氾濫危険情報 【警戒レベル 4相当情報 (洪水)】</td><td>氾濫危険水位（特別警戒水位）に到達したときに発表する。</td></tr><tr><td>氾濫発生情報 【警戒レベル 5相当情報 (洪水)】</td><td>堤防から水があふれ又は堤防が決壊し、河川水による浸水が確認されたときに発表する。</td></tr></table> (1) 市及び衣浦東部広域連合（碧南消防署）は出動準備体制になったとき、巡視を実施する中で河川の観測所の水位について観測を行う。併せて、河川情報システム及び県設置のテレメーターで観測を行い、下記の事項を災害対策本部に報告する。なお、<u>観測は</u>必要に応じ消防団に引継ぐことができる。衣浦港の潮位についても、テレメーター観測を行うとともに関係機関と密接な連絡をとりその状況を把握し、災害対策本部へ報告する。	種 類		発 表 基 準	洪水注意情報	解 除	洪水の危険がなくなったと認められるときに発表する。	氾濫注意情報 【警戒レベル 2相当情報 (洪水)】	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、さらに上昇する恐れがあるときに発表する。	洪水警報	氾濫警戒情報 【警戒レベル 3相当情報 (洪水)】	基準地点の水位が氾濫危険水位程度又は氾濫危険水位を超える洪水となる恐れがあるとき、もしくは避難判断水位を超え、なお水位上昇が見込まれるときに発表する。	氾濫危険情報 【警戒レベル 4相当情報 (洪水)】	氾濫危険水位（特別警戒水位）に到達したときに発表する。	氾濫発生情報 【警戒レベル 5相当情報 (洪水)】	堤防から水があふれ又は堤防が決壊し、河川水による浸水が確認されたときに発表する。	「避難勧告等に関するガイドライン」の改訂に伴う洪水予報発表文例の変更
種 類		発 表 基 準															
洪水注意情報	解 除	洪水の危険がなくなったと認められるときに発表する。															
	氾濫注意情報 【警戒レベル 2相当情報 (洪水)】	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、さらに上昇する恐れがあるときに発表する。															
洪水警報	氾濫警戒情報 【警戒レベル 3相当情報 (洪水)】	基準地点の水位が氾濫危険水位程度又は氾濫危険水位を超える洪水となる恐れがあるとき、もしくは避難判断水位を超え、なお水位上昇が見込まれるときに発表する。															
	氾濫危険情報 【警戒レベル 4相当情報 (洪水)】	氾濫危険水位（特別警戒水位）に到達したときに発表する。															
	氾濫発生情報 【警戒レベル 5相当情報 (洪水)】	堤防から水があふれ又は堤防が決壊し、河川水による浸水が確認されたときに発表する。															

【碧南市水防計画 新旧対照表】

P34 第9章 水防活動 1.6 水位観測を行う河川・海岸	(2) 水位観測を行う河川 (略) 表中：<u>(新規追加)</u>	(2) 水位観測を行う河川 (略) 表中：<u>水系・・・高浜川水系</u> <u>河川名・・・新川</u> <u>観測所名・・・浜尾橋</u> <u>堤防高・・・2.24m</u> <u>設置場所・・・碧南市堀方町</u> <u>観測担当・・・防災課(危機管理型水位計、河川情報システム等による観測)</u> <u>河川管理者・・・県</u>	危機管理型水位計設置による追加記載
P. 38-46 第9章 水防活動 4.1 水こう門・防潮扉・排水ポンプ場等の操作	(1) 高浜川水門操作規則（抜粋） (略) (2) <u>河川河口部及び海岸における樋門及び水門（以下「樋門等」という）の操作規程（抜粋）</u> <u>(操作方法)</u> <u>第1条 樋門等の操作は、次の場合に行うものとし、平常時は常に開門しておくものとする。</u> <u>(1) 台風による高潮等（以下「高潮等」という。）の異常気象の発生が予想されるとき。</u> <u>(2) 操作機能を保持するため点検時に作動確認の必要があるとき。</u> <u>(操作体制)</u> <u>第2条 樋門等の操作を行う場合の構成員は、原則として次の各号に定めるところによる。</u> <u>(1) 手動式のものにあっては、樋門等ごとに操作員1名および操作員を補助する者1名以上。</u> <u>(2) 動力式のものにあっては、操作員1名及び操作員を補助す</u>	<u>(1)水門、樋門及び陸閘の操作規則（抜粋）</u> <u>(目的)</u> <u>第二条 この操作規則は、「水門、樋門及び陸閘の管理要領」に基づき、知事が管理する操作施設の適切な操作及び操作に従事する者の安全の確保を図るために必要な事項を定め、もって津波、高潮等による被害の発生を防止することを目的とする。</u> <u>(陸閘の閉鎖状態の確保)</u> <u>第三条 陸閘については、車両等が通行する場合を除き、閉鎖状態を保つものとする。ただし、利用状況その他の状況を勘案し閉鎖状態を保つことが著しく利便性を損なう施設であるときはこの限りではない。</u> <u>(操作の態勢)</u> <u>第四条 操作に従事する者は、以下の場合に操作施設（常時閉鎖施設を除く。）の閉鎖操作態勢をとる。</u>	「樋門、水門、防潮扉及び角落しの管理要領」に代わり、「水門、樋門及び陸閘の管理要領」が定められたため修正

【碧南市水防計画 新旧対照表】

	<u>る者2名以上。</u> <u>(操作の順序)</u> <u>第3条 樋門等の開閉の順序は原則として、閉門の場合は両端のものから順次行い、開門の場合は中央部のものから順次行うものとする。</u> <u>(異常気象時の操作体制及び操作方法)</u> <u>第4条 操作員及び操作員を補助する者（以下「操作員等」という。）は、異常気象時においては気象情報の掌握に努め、市町村災害対策本部等の指示により、それぞれ次の措置をとるものとする。ただし、操作上危険が予想される場合等については、この限りではない。</u> <u>(1) 当該地区に高潮注意報又は東海地震注意情報が発表された場合は、高潮等による潮位上昇により樋門等の上流で溢水等の恐れがある施設に対して準備（操作員等の詰所参集等）を行い、潮位情報、津波情報等を把握し、必要に応じて現地での操作体制に就くものとする。</u> <u>(2) 当該地区に高潮警報又は東海地震予知情報（警戒宣言）が発表された場合は、原則として、全施設について現地での操作体制に就くものとする。</u> <u>(3) 高潮時においては、現地での水位が上昇し逆流が生じている施設に対して、閉門操作を行うものとする。</u> <u>また、津波注意報又は東海地震注意情報が発表された場合においては樋門等の上流で溢水等の恐れがある施設に対して、津波警報（大津波・津波）又は東海地震予知情報（警戒宣言）が発表された場合においては原則全施設に対して、それぞれ閉門操作を行うものとする。</u> <u>(4) 前号の場合において、降雨時等における閉門操作は、内水氾濫を防止するよう適切に樋門等を操作するものとする。</u> <u>2 潮位が高い状況及び高潮警報発表中は、現地での操作体制を維持する。</u> <u>3 操作員等は、緊急事態のため気象情報の掌握ができない場合は、自己の判断により第1項各号に準じて操作することができるものとする。</u> <u>4 市町村災害対策本部等は、現地の状況及び気象情報等を考慮</u>	<u>一 操作施設の所在地に震度四以上の地震が観測されたとき。</u> <u>二 操作施設の所在地に津波注意報、津波警報又は大津波警報（以下「津波注意報等」という。）が発表されたとき。</u> <u>三 操作施設の所在地に高潮注意報、高潮警報又は高潮特別警報（以下「高潮注意報等」という。）が発表されたとき。</u> <u>四 海水の進入による被害の発生を防止するため必要と認められるとき。</u> <u>2 操作に従事する者は、以下の場合に操作施設（常時閉鎖施設を除く。）の閉鎖操作態勢を解除する。</u> <u>一 地震の観測後、津波が発生しないことが発表されたとき。</u> <u>二 操作施設の所在地の津波注意報等が全て解除されたとき。</u> <u>三 操作施設の所在地の高潮注意報等が全て解除されたとき。</u> <u>四 開門によって海水の進入による被害が発生しないと認められるとき。</u> <u>3 前二項の規定にかかわらず、操作に従事する者の安全が確保されない場合は、閉鎖操作又は開門操作を行わない。</u> <u>4 第一項第四号及び第二項第四号の操作は、知事又は市町村長から操作に従事する者への指示を行うものとする。</u> <u>5 第一項及び第二項の規定に関して、操作施設ごとの操作基準は、必要に応じて別に定める。</u> <u>(操作の方法)</u> <u>第五条 操作の方法は、操作施設ごとに定められた手順並びに運用規程に基づき操作するものとする。</u> <u>2 操作施設の操作は、2人以上の組で行うものとする。</u> <u>3 操作施設は以下の留意事項に基づき操作することを基本とする。</u>	
--	---	--	--

【碧南市水防計画 新旧対照表】

	<u>し、高潮等による危険がなくなったと判断されたときは、安全を確認した上で開門し、施設管理者（建設事務所又は港務所）へその旨を連絡し、操作体制を解除することができる。</u> <u>(3) 河川河口部及び海岸における防潮扉及び角落し（以下「防潮扉等」という。）の操作規程（抜粋）</u> <u>(操作方法)</u> <u>第1条 防潮扉等の操作は、次の場合に行うものとする。</u> <u>(1) 台風による高潮等（以下「高潮等」という。）の異常気象の発生が予想されるとき。</u> <u>(2) 操作機能を保持するため点検時に作動確認の必要があるとき。</u> <u>(操作体制)</u> <u>第2条 防潮扉等の操作を行う場合の構成員は、原則として次の各号に定めるところによる。</u> <u>(1) 防潮扉等ごとに操作員1名及び操作員を補助する者1名以上。</u> <u>(操作の順序)</u> <u>第3条 防潮扉等の開閉の順序は原則として、閉門の場合は両端のものから順次行い、開門の場合は中央部のものから順次行うものとする。</u> <u>(異常気象時の操作体制及び操作方法)</u> <u>第4条 操作員及び操作員を補助する者（以下「操作員等」という。）は、異常気象時においては気象情報の掌握に努め、市町村災害対策本部等の指示により、それぞれ次の措置をとるものとする。ただし、操作上危険が予想される場合等については、この限りではない。</u> <u>(1) 当該地区に高潮注意報又は東海地震注意情報が発表された場合は、高潮等による潮位上昇により防潮扉等の背後地において浸水の恐れがある施設に対して準備（操作員等の詰所参集等）を行い、潮位情報、津波情報等を把握し、必要に応じて現地での操作体制に就くものとする。</u> <u>(2) 当該地区に高潮警報又は東海地震予知情報（警戒宣言）が</u>	<u>一 水門、樋門及び陸閘の閉鎖中は、原則として車両、人の通行及びいかなる船舶の運航も認めないものとする。</u> <u>二 陸閘の操作にあたっては、施設周辺の堤外地の利用者の避難を考慮すること。</u> <u>三 操作施設に不具合が生じ、閉鎖ができない場合は、速やかに操作を中止し、運用規程に基づく次の操作行動（退避行動を含む。）に移るものとする。</u> <u>四 高潮時は、降雨時等における内水氾濫を防止するよう適切に水門及び樋門を操作するものとする。</u> <u>五 その他の留意事項については、必要に応じて別に定める。</u> <u>4 操作施設の操作を行う際は、操作の完了時に知事に報告するものとする。ただし、やむを得ない事情により報告することができないときはこの限りでない。</u> <u>(操作に従事する者の安全の確保)</u> <u>第六条 操作に従事する者は、安全の確保のために以下により退避するものとする。</u> <u>一 津波発生時、操作に従事する者は、退避開始時刻を経過する前に、操作を完了又は中止し、安全な場所に退避するものとする。なお、退避開始時刻は気象庁の発表する津波到達予想時刻等を基に算出するものとする。</u> <u>二 高潮時、操作に従事する者は、気象状況等のため操作を安全に行えなくなる以前に操作を完了し、安全な場所に退避するものとする。なお、水門等の操作を継続する必要がある場合も、自己の安全確保を優先するものとする。</u> <u>2 操作に従事する者は、出動前に、安全に操作・退避するための情報を確認するものとする。</u>	
--	--	--	--

【碧南市水防計画 新旧対照表】

	<u>発表された場合は、原則として、全施設について現地での操作体制に就くものとする。</u> <u>(3) 前各号の、場合において防潮扉等の敷高、交通の状況及び潮位のピーク時間若しくは津波の到達予想時間を考慮して、施設周辺の堤外地の利用者を的確に避難誘導し、閉扉操作を行うものとする。なお、閉扉操作は防潮扉等の敷高に潮位が到達する前までに完了するものとする。</u> <u>2 潮位が高い状況及び高潮警報発表中は、現地での操作体制を継続し、原則として閉扉を維持する。</u> <u>3 操作員等は、緊急事態のため気象情報の掌握ができない場合は、自己の判断によって第1項各号に準じて操作することができる。</u> <u>4 市町村災害対策本部等は、現地の状況及び気象情報等を考慮し、高潮等による危険がなくなつたと判断されたときは、安全を確認した上で開扉し、施設管理者（建設事務所又は港務所）へその旨を連絡し、操作体制を解除することができる。</u> <u>(4) 河川河口部及び海岸における津波発生時の樋門・水門・防潮扉等操作規程（抜粋）</u> <u>(目的)</u> <u>第1条 地震発生により津波注意報、津波警報（津波、大津波）（以下「津波注意報等」という。）の発表及びそれに伴う津波水防警報が発表されたとき、津波到達が予想される樋門・水門・防潮扉及び角落し等（以下「樋門等」という。）の操作を適正に行うため、次のとおり樋門等の操作方法を定め、操作員等の安全を確保しながら津波による海水の浸入を防御することにより災害の発生を防止するものとする。</u> <u>なお、津波水防警報が発表されないときであっても、津波注意報等が発表されたときには操作員等は本規程に基づいて操作を行うものとする。</u> <u>(津波到達想定市町村)</u> <u>第2条 津波到達想定市町村は次の市町村とする。</u> <u>(1) 愛知県外海</u>	<u>3 操作に従事する者は、出動後は、安全に操作・退避するために、あらかじめ定められた連絡体制のもとで活動するものとする。</u> <u>4 前三項に定めるほか、操作に従事する者は、自身の安全が確保されないと判断する場合は、安全な場所に退避するものとする。</u> <u>5 操作に従事する者は、安全な場所に退避を完了した際は、直ちに知事に報告するものとする。ただし、やむを得ない事情により報告することができないときはこの限りでない。</u> <u>6 操作に従事する者が安全に操作・退避する際の参集場所及び退避場所並びに操作・退避に関する設定時間は、別に定める。ただし、退避経路の支障その他の災害時の状況によっては、この限りではない。</u> <u>(施設の操作の訓練)</u> <u>第七条 操作施設の操作の机上又は実地における訓練を、年に1回以上行うものとする。なお、地域防災計画又は消防団活動・安全管理マニュアル等による操作施設の操作に係る訓練を実施している場合や、操作委託契約に基づく点検に合わせて行う場合などは、これによることができる。</u> <u>2 前項の訓練は、操作に従事する者が参加したものでなければならない。</u> <u>3 第一項に規定する訓練により、津波、高潮等の被害の防止又は操作に従事する者の安全確保のために必要があると認める場合は、操作規則を変更するものとする。</u> <u>(施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等の点検その他の維持)</u> <u>第八条 施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等の点検を実施するものとし、点検内容については別に定める。</u>	
--	--	---	--

【碧南市水防計画 新旧対照表】

	<u>豊橋市、田原市</u> <u>(2) 伊勢湾、三河湾</u> <u>名古屋市、豊橋市、半田市、豊川市、碧南市、刈谷市、西尾市、蒲郡市、常滑市、東海市、知多市、高浜市、田原市、弥富市、飛島村、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町</u> <u>(3) その他津波が河川遡上する可能性がある市町村（前二項と重複する市町村を除く。）</u> <u>一宮市、津島市、安城市、稲沢市、大府市、知立市、愛西市、清須市、北名古屋市、あま市、大治町、蟹江町、阿久比町</u> <u>（津波注意報等発令時の操作体制及び操作方法）</u> <u>第3条 操作員及び操作員を補助する者（以下「操作員等」という。）は、津波発生時においては気象情報等の掌握に努め、市町村災害対策本部等の指示により、それぞれ次の措置をとるものとする。</u> <u>(1) 当該地区に愛知県から津波水防警報が発表された場合は、操作員等は水防管理団体からの指示に従い参集し、気象庁からの津波に関する情報の発表区分に従い、次のとおり操作等を行うものとする。</u> <u>津波注意報：津波情報を把握し、必要に応じて現地での操作体制に就くものとする。</u> <u>津波警報（津波・大津波）：原則として、全施設について現地での操作体制に就くものとする。</u> <u>(2) 前号の場合において、各施設の施設高（敷高）、交通の状況及び若しくは津波の到達予想時間を考慮して、施設周辺の堤外地の利用者を的確に避難誘導し、閉鎖操作を行うものとする。</u> <u>(3) 降雨時及び長時間の樋門等の閉鎖等における開門等操作は、内水氾濫を防止するよう適切に樋門等 operatesするものとする。</u> <u>2 地震発生により津波注意報等が発令された場合の操作判断基準を次のとおりあらかじめ定めておくものとする。</u> <u>(1) 閉鎖する樋門等の順序を決定し、別紙1「樋門・水門・防潮扉等津波時操作順位表」を作成し、操作を行うものとする。</u> <u>なお、すでに運用規程等により操作順序が定められている</u>	<u>2 前項の点検により、津波、高潮等の被害の防止又は操作に従事する者の安全の確保のために必要があると認める場合は、施設の維持又は修繕その他の工事を行うものとし、点検並びに施設の維持又は修繕その他の工事の記録について保管するものとする。</u> <u>（施設の操作の際にとるべき措置に関する事項）</u> <u>第九条 操作に従事する者は、操作施設の操作の際に、通行する車両、船舶等の安全を確保するため、警報音の鳴動、動作状況の監視その他の必要な措置を講じるものとする。</u> <u>（2）水門、樋門及び陸閘の運用規程（抜粋）</u> <u>（目的）</u> <u>第1条 この運用規程は、「水門、樋門及び陸閘の操作規則」（以下「操作規則」という。）に基づき、津波発生時及び高潮時における、地域の実情を考慮した詳細な施設運用及びその他必要事項について定めることを目的とする。</u> <u>（対象施設）</u> <u>第2条 本運用規程における対象施設は、別表に記載した施設のうち、市町村管理の施設及び常時閉鎖施設を除いた施設とする。</u> <u>2 常時閉鎖施設を開門した者は、車両等が通行した後に閉鎖しなければならない。なお、知事は常時閉鎖施設の周辺において、この旨を記載した書面を明示するものとする。</u> <u>（操作に従事する者の構成）</u> <u>第3条 水門及び樋門（以下「水門等」という。）の操作を行う場合の操作に従事する者の構成は、水門等ごとに2名以上とする。</u> <u>2 陸閘の操作を行う場合の操作に従事する者の構成は、陸閘ごとに2名以上とする。</u> <u>（津波発生時又は高潮時の操作方法）</u>	
--	---	---	--

【碧南市水防計画 新旧対照表】

	場合は、「樋門・水門・防潮扉等津波時操作順位表」の作成を省略できるものとする。 (2) 順序を決定するにあたり、考慮する条件は次のとおりとする。 (ア) 操作員の体制、各施設の地理的状況、閉鎖に要する時間 (イ) 背後地等の状況 (ウ) 施設高（敷高）と想定津波高、地震による地盤沈降量の関係 （愛知県防災会議地震部会愛知県東海地震・東南海地震等被害予測調査報告書のデータを参考とする） (エ) その他個別要因等 (3) 地震発生場所及び発令される注意報等による操作員の操作判断基準及び行動内容は次による。 (ア) 地震発生場所が近地（震源地が国内であるときまたは津波到達予想時刻が概ね3時間以内であるときの場合 <table><tr><td>津波注意報発令時</td><td>操作規程に従い操作を行う</td></tr><tr><td>津波警報（津波）発令時</td><td>最新の気象情報等を確認しながら、安全等に配慮し操作を行う。ただし、操作に危険が伴う可能性が高いため、避難を優先することにより操作を行うことができない場合がある。</td></tr><tr><td>津波警報（大津波）発令時</td><td>最新の気象情報等を確認しながら、安全等に配慮し操作を行う。ただし、操作に危険が伴う可能性が高いため、避難を優先することにより操作を行うことができない場合がある。</td></tr></table> (イ) 地震発生場所が遠地（近地以外）の場合、原則として操作を行うこととする (ウ) 操作員は津波水防警報、各市町村の災害対策本部等の判断及び津波に関する最新情報に留意し、常に自らの安全確保を考慮して行動すること。	津波注意報発令時	操作規程に従い操作を行う	津波警報（津波）発令時	最新の気象情報等を確認しながら、安全等に配慮し操作を行う。ただし、操作に危険が伴う可能性が高いため、避難を優先することにより操作を行うことができない場合がある。	津波警報（大津波）発令時	最新の気象情報等を確認しながら、安全等に配慮し操作を行う。ただし、操作に危険が伴う可能性が高いため、避難を優先することにより操作を行うことができない場合がある。	第4条 水門等及び陸閘の操作を行う場合の操作に従事する者（以下「操作員」という。）は、操作施設の所在地に地震が観測された場合又は台風が接近するなど高潮が発生する可能性については、気象情報等の掌握に努めるものとする。 2 操作員は、操作規則第四条第一項各号の状況に至った場合、もしくは市町村災害対策本部等の指示を受けた場合には、それぞれ次の措置をとるものとする。 一 操作員は、あらかじめ定めたとおり準備及び参集をするとともに、出動前に安全に操作・退避するための情報（退避開始時刻、活動可能時間）の確認を行い、閉鎖操作態勢をとる。 二 津波警報又は大津波警報（以下「津波警報等」という。）が発表された場合は、操作対象施設へ出動（もしくは移動）し、操作施設ごとに定められた手順に従い、速やかに閉鎖操作を行うものとする。 三 高潮警報又は高潮特別警報（以下「高潮警報等」という。）が発表された場合は、操作対象施設へ出動（もしくは移動）し、操作施設ごとに定められた手順に従い、速やかに閉鎖操作を行うものとする。 四 高潮時において、水門等は現地での水位が上昇し逆流が生じている施設に対して閉門操作を行うものとする。 3 操作員は、操作規則第五条第三項第四号の規定に基づき操作する必要がある場合には、現地待機も必要に応じて行う。ただし、この場合においても、自己の安全確保を優先するものとする。 4 操作員は、津波警報等又は高潮警報等がすべて解除された場合、もしくは市町村災害対策本部等の指示を受けた場合には、それぞれ次の各号の措置をとるものとする。
津波注意報発令時	操作規程に従い操作を行う							
津波警報（津波）発令時	最新の気象情報等を確認しながら、安全等に配慮し操作を行う。ただし、操作に危険が伴う可能性が高いため、避難を優先することにより操作を行うことができない場合がある。							
津波警報（大津波）発令時	最新の気象情報等を確認しながら、安全等に配慮し操作を行う。ただし、操作に危険が伴う可能性が高いため、避難を優先することにより操作を行うことができない場合がある。							

【碧南市水防計画 新旧対照表】

	<u>3 操作員等は、緊急事態のため気象情報の掌握ができない場合は、自己の判断により前二項に準じて操作することができるものとする。</u> <u>4 津波注意報等発表中は、現地での操作体制を継続し、原則として閉鎖を維持する。</u> <u>5 市町村災害対策本部等は、津波水防警報が解除されたときは、現地の状況及び気象情報等を考慮し、津波による危険がなくなったと判断されるなど、安全を確認した上で開門等を行い、施設管理者（建設事務所又は港務所）へその旨を連絡し、操作体制を解除することができる。</u> <u>（操作員の避難）</u> <u>第4条 操作員等の危険が予想される場合は、操作前または操作の途中でも避難を優先することができるものとする。</u> <u>（1）地震の震源地が近く、樋門等の操作に必要な時間より津波到達が早いと判断される場合は避難を優先することができるものとする。なお、樋門等の操作に必要な時間は、移動・操作・避難・猶予時間を考慮した時間とする。</u> <u>（2）避難を優先する場合でも操作員がいる場所から近隣、または比較的迅速に操作できると判断される樋門等については、できる限り操作に努めるものとする。</u> <u>（5）蜷川排水機場及び伏見屋樋門操作要領（抜粋）</u> <u>（略）</u> <u>（新規追加）</u>	<u>一 操作員は、閉鎖した操作施設を、操作施設毎に定められた手順に従い開門の操作を行うものとする。</u> <u>二 当該施設の操作が完了し次第、次の操作施設がある場合は移動し操作を行い、ない場合は閉鎖操作態勢を継続する。</u> <u>（津波発生時の退避開始時刻）</u> <u>第5条 操作規則第六条第一項第一号に規定する退避開始時刻は、別表及び気象庁が発表する津波到達予想時刻等を使用し、次に示す算出方法により算出する。なお、算定に使用する津波到達予想時刻は、気象庁が発表する各津波予報区の津波到達予想時刻を基本とする。ただし、より近隣の主な地点の予想時刻が把握できた場合には、それによることもできるものとする。</u> <u>（算出方法）</u> <u>・[退避開始時刻]=[津波到達予想時刻]－[退避時間]－[余裕時間]</u> <u>（報告）</u> <u>第6条 操作規則第五条第四項に基づく施設操作完了時の報告は、次の各号のとおりとする。</u> <u>一 管理要領第3に基づき市町村長等へ操作を委託している場合は、受託者は操作員からの操作完了報告を受け次第、知事へ報告するものとする。ただし、やむを得ない事情により報告することができない場合は、この限りでない。</u> <u>二 操作委託をしていない場合は、操作員は操作完了次第、知事へ報告する。ただし、やむを得ない事情により報告できない場合は、この限りではない。</u> <u>2 操作規則第六条第五項に基づく退避完了時の報告は、以下のとおりとする。</u> <u>一 管理要領第3に基づき市町村長等へ操作を委託している場合</u>	
--	---	--	--

【碧南市水防計画 新旧対照表】

		<u>は、受託者は操作員から退避完了報告を受け次第、知事へ報告するものとする。ただし、やむを得ない事情により報告することができない場合は、この限りでない。</u> <u>二 操作委託をしていない場合は、操作員は退避完了次第、知事へ報告する。ただし、やむを得ない事情により報告できない場合は、この限りではない。</u> <u>(施設の操作の訓練)</u> <u>第7条 操作規則第七条第一項に規定する施設の操作の訓練の内容は、操作の確実性、迅速性の向上や、操作、退避ルールが実態に即したものとなっているかの検証に資する内容とし、具体的な内容は、想定事象（津波発生時、高潮時等）を踏まえた訓練毎の実施計画によるものとする。</u> <u>2 知事は、前項に規定する訓練や次条第一項に規定する点検等の機会を活用して、操作員に対して平常時から操作の方法、安全確保にかかる事項等の周知に努めるものとする。</u> <u>3 第一項に規定する訓練等により、津波等の被害の防止又は操作員の安全確保のために必要があると認める場合は、本運用規程を変更するものとする。</u> <u>(施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等の点検)</u> <u>第8条 操作規則第八条第一項に規定する施設及び施設を操作するために必要な機械、器具等の点検の種類及び内容は、次の各号のとおりとし、詳細は別に定める。</u> <u>一 定期検査、日常点検（作動確認、目視点検等）、臨時点検</u> <u>二 点検の頻度</u> <u>三 点検の記録、保管</u> <u>(操作員に対する補償)</u>	
--	--	---	--

【碧南市水防計画 新旧対照表】

		<u>第9条 操作員は、水門等及び陸閘を操作中などの被災に備え、補償が受けられる保険等に参加すること。なお、その補償は、天災等による被災の場合にも補償されるものとする。</u> <u>(3) 高浜川水門操作規則（抜粋）</u> (略) <u>(4) 蜷川排水機場及び伏見屋樋門操作要領（抜粋）</u> (略) <u>(5) 沢渡川合流樋管の運用規程</u> <u>（目的）</u> <u>第1条 この運用規程は、洪水時における、沢渡川合流樋管の施設運用及びその他必要事項について定めることを目的とする。</u> <u>（操作に従事する者の構成）</u> <u>第2条 水門の操作を行う場合の操作に従事する者の構成は、2名以上とする。</u> <u>（洪水時の操作方法）</u> <u>第3条 水門の操作を行う場合の操作に従事する者（以下「操作員」という。）は、操作施設の所在地に洪水が発生する可能性については、気象情報等の掌握に努めるものとする。</u> <u>2 操作員は、大雨警報又は大雨特別警報が発表されたとき、もしくは市町村災害対策本部等の指示を受けた場合には、次の措置をとるものとする。</u> <u>一 内水氾濫を防止するため必要に応じ、水門施設へ出動し、定められた手順に従い、開門操作を行うものとする。</u>	
--	--	--	--

【碧南市水防計画 新旧対照表】

		<u>3 操作員は、大雨警報又は大雨特別警報がすべて解除された場合、もしくは市町村災害対策本部等の指示を受けた場合には、閉門した水門を、操作施設毎に定められた手順に従い開鎖の操作を行うものとする。</u> <u>(報告)</u> <u>第4条 施設操作完了時の報告は、次の各号のとおりとする。</u> <u>一 管理要領第3に基づき市町村長等へ操作を委託している場合は、受託者は操作員からの操作完了報告を受け次第、知事へ報告するものとする。ただし、やむを得ない事情により報告することができない場合は、この限りでない。</u> <u>二 操作委託をしていない場合は、操作員は操作完了次第、知事へ報告する。ただし、やむを得ない事情により報告できない場合は、この限りではない。</u> <u>(施設の操作の訓練)</u> <u>第5条 施設の操作の訓練の内容は、操作の確実性、迅速性の向上や、操作、退避ルールが実態に即したものとされているかの検証に資する内容とし、具体的な内容は、想定事象（洪水時）を踏まえた訓練毎の実施計画によるものとする。</u> <u>2 知事は、前項に規定する訓練や次条第一項に規定する点検等の機会を活用して、操作員に対して平常時から操作の方法、安全確保にかかる事項等の周知に努めるものとする。</u> <u>3 第一項に規定する訓練等により、津波等の被害の防止又は操作員の安全確保のために必要があると認める場合は、本運用規程を変更するものとする。</u> <u>(施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等の点検)</u> <u>第6条 施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等の点検の</u>	
--	--	---	--

【碧南市水防計画 新旧対照表】

		<u>種類及び内容は、次の各号のとおりとし、詳細は別に定める。</u> <u>一 定期検査、日常点検（作動確認、目視点検等）、臨時点検</u> <u>二 点検の頻度</u> <u>三 点検の記録、保管</u> <u>（操作員に対する災害補償）</u> <u>第7条 操作員は、水門等及び陸閘を操作中などの被災に備え、補償が受けられる保険等に参加すること。なお、その補償は、天災等による被災の場合にも補償されるものとする。</u>	
P. 50 第9章 水防活動 7.2 津波対応	2 津波対応 (1) 津波災害警戒区域の指定 「津波防災地域づくりに関する法律」（平成23年12月14日法律第123号）に則り、県は、津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合には住民、勤務する者、観光旅客その他の者の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を、津波災害警戒区域として指定し、その旨並びに当該指定の区域及び基準水位を、県の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公示するとともに、関係市町村の長に、公示された事項を記載した図書を送付することとする。 ※平成29年2月現在、碧南市では当該区域に指定された区域はない。	2 津波対応 <u>(1) 津波災害警戒区域の指定</u> <u>「津波防災地域づくりに関する法律」（平成23年12月14日法律第123号）に則り、愛知県は、令和元年7月30日に、津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合には住民、勤務する者、観光旅客その他の者の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を、津波災害警戒区域として指定し、その旨並びに当該指定の区域及び基準水位を、県の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公示するとともに、関係市町村の長に、公示された事項を記載した図書が送付された。</u> <u>※碧南市においても、浸水想定がある一部の地域で津波災害警戒区域の指定がされた。公示図書については、碧南市防災課窓口で閲覧することができる。</u>	津波災害警戒区域指定に伴う修正

【碧南市水防計画 新旧対照表】

P. 53, 54 第9章 水防活動 11.2 公用負担	2 公用負担 (1) 公用負担権限 水防のため必要があるときは、市長、消防団長又は消防機関の長は、次の権限を行使することができる。また、水防管理者等から委任を受けた者も同様とする。(法第28条第1項、第2項) ア 必要な土地の一時使用 <u>イ 土石、竹木その他の資材の使用</u> <u>ウ 土石、竹木その他の資材の収用</u> <u>エ 車両、その他の運搬用機器の使用</u> オ 工作物その他の障害物の処分 (2) 公用負担権限証明書 (略) 図中：<u>平成</u>	2 公用負担 (1) 公用負担権限 水防のため必要があるときは、市長、消防団長又は消防機関の長は、次の権限を行使することができる。また、水防管理者等から委任を受けた者も同様とする。(法第28条第1項、第2項) ア 必要な土地の一時使用 <u>イ 土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用</u> <u>ウ 車両、その他の運搬用機器の使用</u> <u>エ 排水用機器の使用</u> オ 工作物その他の障害物の処分 (2) 公用負担権限証明書 (略) 図中：<u>令和</u>	表記の整理 元号変更に伴う修正
--	--	--	-------------------------------

【碧南市水防計画 新旧対照表】

P. 55

第10章

他の水防機関等との協力応援

2

大規模氾濫減災協議会（水防災協議会）

第二節 水防災協議会

愛知県は、県管理河川等を対象に、中部地方整備局、名古屋地方気象台、関係市町村、関係諸団体とともに、水防災協議会を設立した。

水防災協議会において、中小河川等における氾濫特性及び治水事業の現状を踏まえ、円滑かつ迅速な避難的確な水防活動等、大規模はん濫時の減災対策として各機関が計画的・一体的に取り組んでいくこととしている。

県管理河川等を対象とした水防災協議会は表1のとおりであり、表2の直轄河川の水防災協議会と連携を図るとともに、水災害に備え国や市町村などとの連携を強め、水害の軽減に努めるものとしている。

県管理河川等を対象とした水防災協議会の設立状況（法第15条の10）

協議会の名称	事務局	構成員
矢作川圏域水防災協議会	県：建設部	県：建設部（河川課、圏域内建設事務所）、 防災局 市町村：14市町 気象台：名古屋地方気象台 中部地方整備局(オプザバー):豊橋河川事務所

第二節 大規模氾濫減災協議会（水防災協議会）

愛知県は、県管理河川等を対象に、中部地方整備局、名古屋地方気象台、関係市町村、関係諸団体とともに、法第15条の10に基づく大規模氾濫減災協議会として、水防災協議会を設立した。

水防災協議会において、中小河川等における氾濫特性及び治水事業の現状を踏まえ、円滑かつ迅速な避難的確な水防活動等、大規模はん濫時の減災対策として各機関が計画的・一体的に取り組んでいくこととしている。

県管理河川等を対象とした水防災協議会は表1のとおりであり、表2の直轄河川の水防災協議会と連携を図るとともに、水災害に備え国や市町村などとの連携を強め、水害の軽減に努めるものとしている。

県管理河川等を対象とした水防災協議会の設立状況（法第15条の10）

協議会の名称	事務局	構成員
矢作川圏域水防災協議会	県：建設局	県：建設局（河川課、圏域内建設事務所）、 防災安全局 市町村：14市町 気象台：名古屋地方気象台 <u>ダム管理者：矢作ダム管理所、</u> <u>中部電力株式会社越戸水力</u> <u>制御所</u> 中部地方整備局(オプザバー):豊橋河川事務所

表記の整理、位置づけを明記

【碧南市水防計画 新旧対照表】

P. 60, 61	第四節 河川管理者の協力事項	第四節 河川管理者の協力事項							
第 1 0 章	(略)	(略)							
他 の 水 防 機 関 等 と の 協 力 応 援	1 河川管理者の協力	1 河川管理者の協力							
	(1) (略)	(1) (略)							
4. 1	<u>(2) (新規追加)</u>	<u>(2) 愛知県管理河川</u>							
河 川 管 理 者 の 協 力 事 項		<u>河川管理者（愛知県知事）が、指定水防管理団体（碧南市）が行う水防のための活動に協力する事項については、次のとおりとする。</u>							
		<u>ア 河川に関する情報の提供</u>							
		<u>イ 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加</u>							
		<u>ウ 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際し、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供</u>							
		<u>エ 水害に関する地域住民への啓発</u>							
		<table><tr><th colspan="2">提供方法</th></tr><tr><td colspan="2"><u>愛知県 川の防災情報ホームページ（一般向け）</u></td></tr><tr><td><u>愛知県管理サイト</u></td><td><u>アドレス：https://www.kasen-aichi.jp/</u></td></tr></table>	提供方法		<u>愛知県 川の防災情報ホームページ（一般向け）</u>		<u>愛知県管理サイト</u>	<u>アドレス：https://www.kasen-aichi.jp/</u>	
提供方法									
<u>愛知県 川の防災情報ホームページ（一般向け）</u>									
<u>愛知県管理サイト</u>	<u>アドレス：https://www.kasen-aichi.jp/</u>								